

～人と社会を地域でつなぐ～

奈良県

地域生活定着
支援センター



地域生活定着支援センターについて

刑務所などの矯正施設には、福祉サービス等が必要な高齢者や障害者も入所しています。

これらの人の中には、罪を償い矯正施設を退所した後も、自力では必要な福祉サービス等にたどり着けず、罪を繰り返し矯正施設に戻るケースもありました。

一方、これらの人が矯正施設を退所後、すぐに必要な福祉サービスの利用ができれば、再犯を防ぐことが可能です。

そこで、これらの人を支える仕組みとして「地域生活定着支援センター」が各都道府県に設置されることになりました。

平成 23 年に設置された「奈良県地域生活定着支援センター」は、矯正施設を退所後、奈良県への帰住を希望する人々に対して、本人がどのような生活を望んでいるかなどを入所中に把握し、退所後すぐに必要なサービスを利用できるよう、支援体制を整えるとともに、退所後のフォローアップも行います。

また、令和 4 年度からは福祉サービス等が必要な被疑者・被告人への支援も行っています。

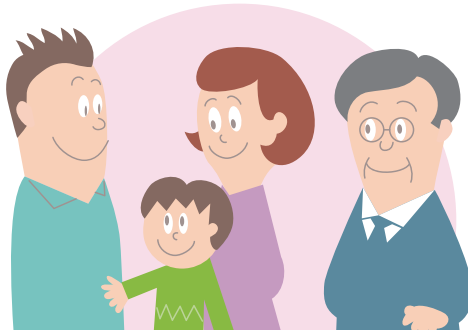


被疑者・被告人や矯正施設退所者の中には、福祉の支援を必要とされる方もいらっしゃいます。

奈良県地域生活定着支援センターでは、保護観察所などと協働して、司法及び福祉の関係機関と連携をとりながら、必要な支援を行います。

保護観察所など関係機関と連携し、
福祉の支援を必要としている矯正施設を退所した方へ支援を行います。

本人・家族・関係者



司法機関

- 検 察 庁
- 矯 正 施 設
(刑務所、少年院等)
- 保 護 観 察 所
- 更 生 保 護 施 設

帰住予定の市町村

- 福祉サービスの利用窓口
- 住 民 票
 - 国民健康保険
 - 生活保護
 - 障害者手帳の申請
 - 介護保険
- ……等

相談

奈良県
地域生活定着
支援センター

調整
依頼

面接
(事前調査)

相談

コーディネ
ーター

利用
調整

警察署・家庭裁判所

関係機関

- 医 療 機 関
 - 弁 護 士 会
 - 保 護 司 会
 - ハローワーク
 - 障害者就業・
生活支援センター
 - 社会福祉協議会
 - 自立支援協議会
- ……等

連携

受入先
調整

連携
(相談・助言)

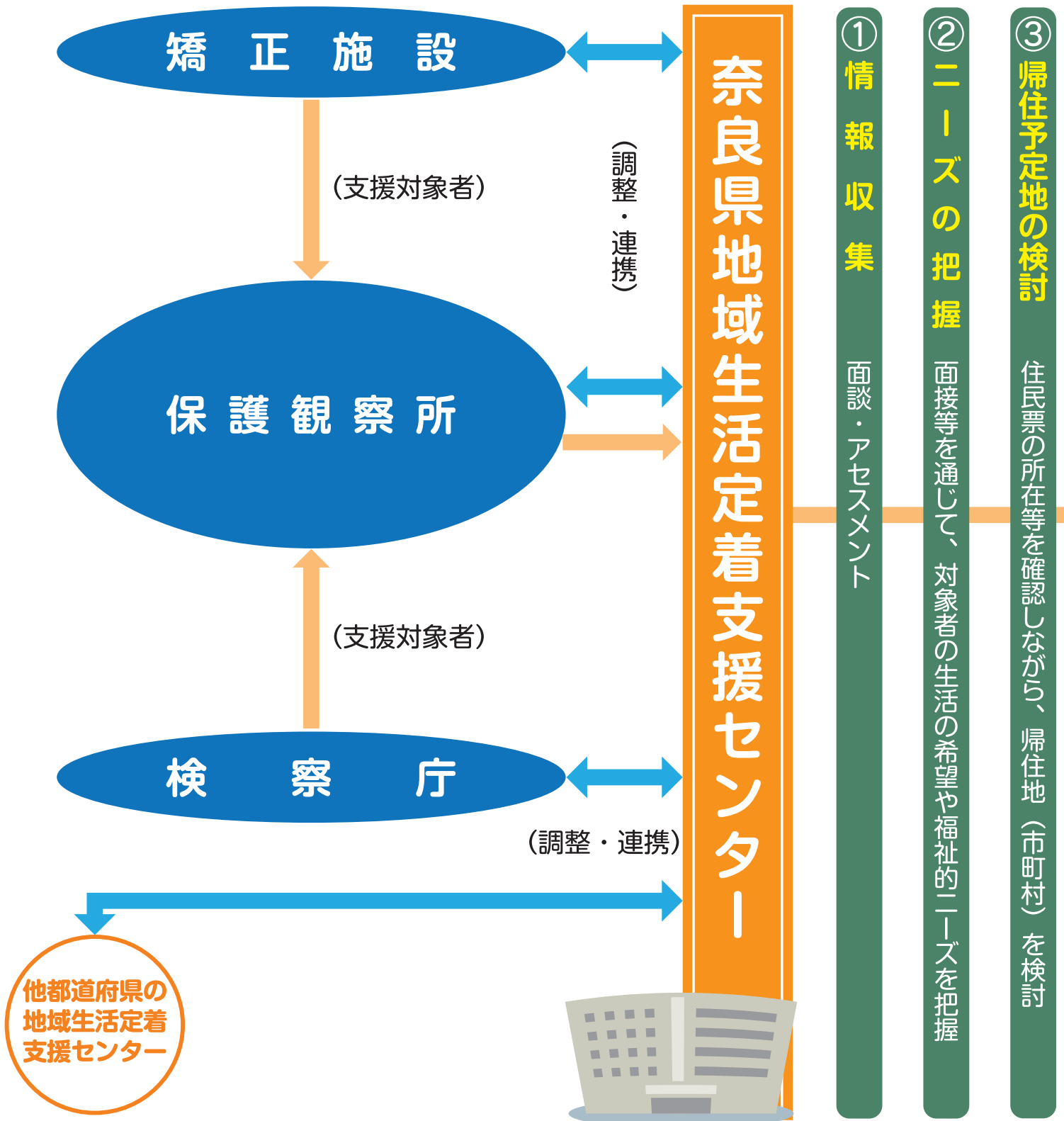
福祉事業者



- 高 齢 者 施 設
 - 地域包括支援センター
 - グループホーム
 - 障害者支援施設
 - 日中活動支援事業所
 - 相談支援事業所
 - 就業・生活支援センター
 - 居宅介護事業所
 - 救 護 施 設
- ……等

主な支援の流れ

◎奈良県地域生活定着支援センターでは、①～⑥の支援を行っています。



④ 支援計画の作成

対象者のニーズに繋がる資源の調整・開拓

主な福祉サービス

高齢者福祉

- 連携**
- 行政・福祉事務所
 - 地域包括支援センター
 - 居宅介護支援事業所
……等

- 高齢基礎年金の手続き
- 要介護認定の手続き

- 受入先**
- 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
……等

障害者福祉

- 連携**
- 行政・福祉事務所
 - 相談支援事業所
 - 就業・生活支援センター
……等

- 障害者手帳の手続き
(身体・療育・精神保健福祉)
- 障害基礎年金の手続き
- 障害福祉サービスの手続き

- 受入先**
- グループホーム
 - 日中活動支援事業所
……等

生活保護・生活困窮者支援

- 連携**
- 行政・福祉事務所

- 生活保護・生活困窮に関する相談

- 受入先**
- 救護施設
……等

一時保護

- 更生保護施設
- シェルター機能を有する施設
……等

⑤ 関係機関との合同支援会議の開催

情報の共有、役割分担、福祉的支援を確認

出所

関係機関

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 相談支援事業所
- 就業支援事業所
- ハローワーク
- 医療機関等
- 法テラス

施設入所・在宅サービス利用(社会生活の開始)

⑥ フォローアップ

サービス提供事業所・関係機関との連携及びバックアップや助言
利用開始後の対象者の状況確認

※出所後本人による手続きが必要な場合があります。

コーディネート（前ページの①～⑤）

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から支援対象者に対して、退所後に必要な福祉サービス等のニーズの把握、居住先の調整や福祉サービスの申請支援等を行います。

具体的には…

（居住先調整のために）

- 対象者と面接し、必要な福祉サービスの把握、確認
- 受け入れ可能な施設や住居の選定、契約手続きの支援・調整
- 関係する行政・司法機関、福祉団体等との連携・調整

（福祉の支援を受けるために）

- 障害者手帳申請準備（身体・療育・精神保健）
- 要介護認定の申請準備
- 年金記録の確認
- 生活保護の申請準備
- 必要に応じて成年後見制度の利用 等

フォローアップ（前ページの⑥）

矯正施設退所後も支援対象者が地域や受入先事業所で安心した生活を送れるように、生活状況の確認や必要な助言等を行います。

具体的には…

- 生活保護申請
- 受入先事業所の訪問や生活状況の確認
- 入所者の要請による支援
- 福祉サービス等の助言
- 合同支援会議の実施 等

被疑者等支援

保護観察所からの依頼に基づき、被疑者・被告人に対してニーズを把握し、福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後も必要な支援を継続します。

主な支援内容

相談支援（随時）

矯正施設を退所した方の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言や必要な支援を行います。

具体的には…

- 本人またはその親族・更生保護施設等からの相談に対する助言や必要な支援 等

その他

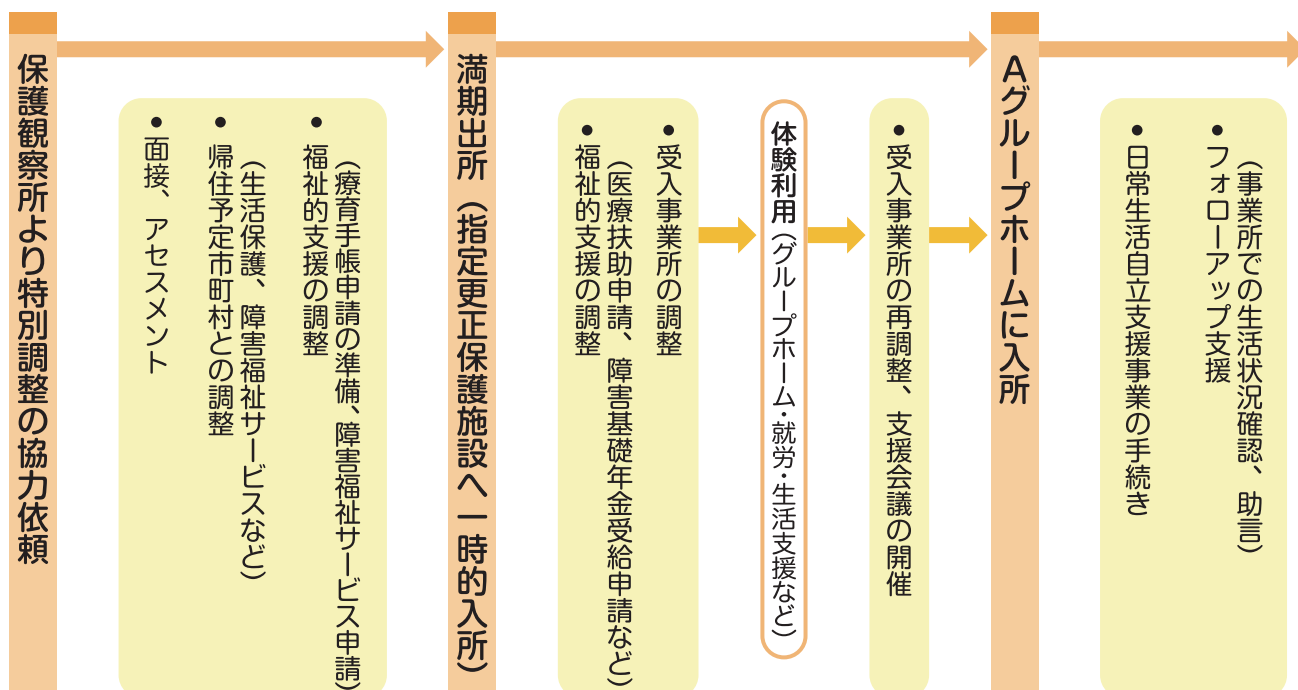
各業務を円滑かつ効果的に推進するために、研修会や広報活動等を行います。

具体的には…

- 関係機関とのネットワーク形成
- 福祉専門職及び関係者の研修会等の実施
- 広報活動 等

支援の流れの例

例：30代男性 知的障害の疑い



当センターをご利用される皆様へ

利用者さんの心身やご家族の状況に応じ、計画的かつ適切な福祉サービスを受けていただけるよう支援します。

利用者さんの社会復帰に最もふさわしい場を帰住予定地として調整ができるように支援します。

利用者さんの意思や主体性を最大限に尊重し、専門の職員が懇切で誠意をもって対応します。

利用者さんや関係者の方々の個人情報の厳守、プライバシーの保持について、万全の注意を払います。

センターでの相談や利用に関する費用は無料です。安心してご利用ください。

当センターは、刑務所や少年院等の矯正施設から退所した人や被疑者・被告人等のうち、高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な人に対して、適切な福祉サービスを受けて、地域で安定した生活を送ることができるように支援します。



アクセス：近鉄橿原線 畷傍御陵前駅より徒歩3分

奈良県地域生活定着支援センター

受託先
一般社団法人 奈良県社会福祉士会

所在地

〒634-0061
奈良県橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター 5階

連絡先

TEL 0744-24-2442
FAX 0744-24-2443
E-mail nara-teityaku@crux.ocn.ne.jp

開所時間

- 月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分
- 休日
土・日・祝日・年末年始